

(仮称)高浜市自治基本条例【タタキ台】
 — V. 地域自治 —

※網かけ部分=第7回分科会(6月2日)における意見等を反映

タタキ台(第6回分科会:H22.5.17)	修正案(第8回分科会:H22.6.10)
<p>(地域自治の充実)</p> <p>第16条 市民等は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によって、町内会等の基礎的なコミュニティ活動や市民公益活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。</p>	<p>(地域自治の充実)</p> <p>第16条 市民は、安心して心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、自主的な意思によって、町内会等の基礎的なコミュニティ活動やその他の市民公益活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。</p> <p>2 市は、地域のことは地域の住民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。</p> <p>(第16条第2項へ趣旨を統合)</p>
<p>(地域内分権の推進)</p> <p>第17条 市は、前条に規定する地域自治を拡充し、地域のことは地域の住民が自ら考え、責任を持って自主的・主体的に実行することができるようにするため、市が行う業務の一部を地域組織へ委ねる地域内分権を推進します。</p>	
<p>(まちづくり協議会)</p> <p>第18条 市民等は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区単位でまちづくり協議会を設置します。</p> <p>2 まちづくり協議会は、当該地域の市民等にかかれた組織とし、町内会や目的別団体など多様な主体で構成され、身近な地域の課題を話し合い、解決に向けて、地域の総意を反映してまちづくりを行います。</p>	<p>(まちづくり協議会)</p> <p>第17条 市民は、小学校区ごとに一を限り、その地域の住民(その地域内で働く者、学ぶ者、活動する者・団体、事業者を含む)で構成するまちづくり協議会を設置することができます。</p> <p>2 まちづくり協議会は、その地域の住民にかかれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の住民の意思を反映してまちづくりを行います。</p>

タタキ台(第6回分科会:H22.5.17)	修正案(第8回分科会:H22.6.10)
<p>3 まちづくり協議会は、行政、町内会、その他まちづくり団体と連携・協力して<u>まちづくり</u>を行います。</p> <p>4 市は、市政運営に当たっては、まちづくり協議会の自主性と自立性に配慮するとともに、まちづくり協議会の意思を可能な限り反映させるよう努めます。</p> <p>5 市は、市が行う業務の一部をまちづくり協議会に委ねる場合は、まちづくり協議会の意向によるものとしします。</p> <p>6 前項の場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>(第16条第2項、第19条へ趣旨統合)</p> <p>(第16条第2項、第19条に趣旨統合)</p> <p>(第16条第2項、第19条に趣旨統合)</p> <p>(第16条第2項、第19条に趣旨統合)</p>
<p>(地域計画)</p> <p>第19条 まちづくり協議会は、地域の課題を共有し、その解決に向けて自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。</p> <p>2 市は、市政の運営にあたり、地域計画を尊重しなければなりません。</p>	<p>(地域計画)</p> <p>第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。</p> <p>2 市は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。</p>
<p>(活動への支援・育成)</p> <p>第20条 市民、議会及び行政は、第16条及び第17条に定める<u>市民等</u>の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めなければなりません。</p> <p>2 行政は、まちづくり協議会及びその他まちづくり活動を行う団体が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。</p>	<p>(活動への支援・育成)</p> <p>第19条 市民、議会及び行政は、<u>市民等</u>の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。</p> <p>2 行政は、まちづくり協議会、<u>町内会等の基礎的なコミュニティ</u>団体やその他の市民公益活動団体が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。</p>